

令和 8 年 10 月 1 日
一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎
(押印省略)

「令和 8 年度 米国向け宣伝・誘致に係るプロモーション業務」の募集要項について

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会（DMO NAGASAKI）では、長崎市へのインバウンド誘客促進を図るため、米国市場を対象とした観光プロモーション事業を実施いたします。

本事業では、特に日本国内に在住する米国人のうち、旅行や文化、食、歴史等への関心が高く、比較的高い消費が期待できる層（富裕層等）を主なターゲットとし、WEB・SNS 等を活用したプロモーションによる長崎での体験・発信を通じて、長崎への訪問意欲を醸成することを目的とし、認知拡大及び長崎へのさらなる誘客につなげることを目指します。

つきましては、下記のとおり公募型プロポーザルを実施いたしますので、参加を希望される事業者におかれましては、本募集要項及び別紙仕様書をご確認のうえ、ご応募いただきますようお願いいたします。

記

1. 委託業務名：「令和 8 年度 米国向け宣伝・誘致に係るプロモーション業務」
2. 内 容： 別紙仕様書のとおり
3. 参加資格：
 - (1) 当協会会員または長崎市観光まちづくりネットワークに参画する事業者であること
 - (2) 海外向けデジタルプロモーションまたはインバウンド誘客に関する業務実績を有する事業者であること。
 - (3) 米国市場または日本国内在住の米国人を対象とした情報発信・プロモーションを実施できる体制を有すること。
 - (4) 英語による情報発信、広告制作、SNS 運用等に対応できる体制を有すること。
 - (5) 成果分析及び効果検証、改善提案等を行える体制を有すること。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下において「暴力団員」という。)であると認められる。
- イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 または 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

4. 契約期間： 契約日～令和 9 年 3 月 31 日 (水)

5. 提案上限金額：1,000,000 円未満 (消費税および地方消費税を含む)

6. 募集期間等：

項目	日程
公募開始	令和 8 年 10 月 1 日 (木)
仕様書等に関する質問期限	令和 8 年 10 月 5 日 (月) 正午まで (必着)
質問に対する回答	令和 8 年 10 月 7 日 (水)
応募書類の提出締切	令和 8 年 10 月 13 日 (火) 正午まで (必着)
審査結果通知	令和 8 年 10 月 16 日 (金) 予定
契約締結予定	令和 8 年 10 月下旬

7. 応募書類の提出期日：

令和 8 年 10 月 13 日（火）正午（必着：データ納品）

8. 応募書類の内容：

(1) 企画提案書（A4 サイズ、横、表紙含む 10 ページ（両面可）以内）

下記ア〜クを盛り込むこと。事業内容については仕様書に基づき、具体的に提案すること。

- ア 事業の基本的な考え方・コンセプト
- イ ターゲット及びターゲットへのアプローチ方法
- ウ 具体的なプロモーション内容
- エ 情報発信及び口コミ拡散につなげる仕組み
- オ 実施体制・スケジュール
- カ 類似業務の実績
- キ 成果指標（KPI）
- ク 独自提案（自由提案：予算内での提案に限ります）

(2) 見積書（任意様式）

見積書には必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること。また、内訳がわかるように記載すること。内訳については、総事業費の積算内訳を可能な限り詳細に記載し、消費税額及び合計金額がわかるように記載すること。

9. 応募書類に記載する事項と注意点：

- ・提出日
- ・宛名（一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 会長 村木 昭一郎）
- ・事業者名（代表者肩書及び代表者名含む）
- ・件名：「令和 8 年度 米国向け宣伝・誘致に係るプロモーション業務」
- ・提出先 〒850-0862 長崎市出島町 1-1 出島ワーフ 2 階

（一社）長崎国際観光コンベンション協会 事業本部 事業推進課 恒川雄志あて

送信先：tsunekawa@nagasaki-visit.com

10. 審査基準

提案内容の妥当性 目的を理解し、米国人富裕層への誘客につながる戦略性・具体性があるか
ターゲットへの訴求力 日本国内在住の米国人に対して、効果的に情報を届けることができるか

口コミ拡散への導線	認知・興味喚起から来崎、体験、SNS 等による情報拡散までの流れが具体的か
成果指標の明確性	KPI が具体的かつ妥当で、効果検証が可能な内容となっているか
費用対効果	限られた予算内で最大限の効果が期待できるか
実施体制・実績	類似業務の実績及び円滑に業務を実施できる体制があるか
独自性・拡張性	自社ならではの工夫や、今後の米国市場向け施策につながる展開性があるか
自由提案	その他、本事業の目的達成に有効と思われる提案があるか

11.審査結果の通知

令和 8 年 10 月 16 日（金）を予定として、応募書類提出者全員に対し、メールにて通知します。

12.その他

- ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は本審査のみに使用し、返却はしない。
- ・提出書類は非公開とし、採用された提出書類、団体名等については応募者の承諾を得た上で公開する場合がある。
- ・審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。
- ・委託予定者が決定した場合は、改めて業務内容等について詳細協議を行い、業務内容を決定した上で委託契約を締結する。その場合に契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- ・今後の社会情勢やその他不可抗力等により本事業を中止する場合がある。

以上

【お問合せ先】

（一社）長崎国際観光コンベンション協会

事業本部 事業推進課

TEL：095-823-7423

Email：tsunekawa@nagasaki-visit.com

担当：恒川 雄志